

石川県公報

令和6年3月1日（金曜日）

号 外

（第 11 号）

目 次

- 人事委員会
○令和6年度石川県職員採用候補者試験（大学卒程度（先行枠））公告

1

人 事 委 員 会

令和6年度石川県職員採用候補者試験（大学卒程度（先行枠））公告

令和6年度石川県職員採用候補者試験（大学卒程度（先行枠））を次のとおり行う。

令和6年3月1日

石 川 県 人 事 委 員 会

公務員試験対策をしていない民間企業志望の者も受験しやすい試験を実施する。

《先行枠の特徴》

- ①通常の公務員試験に比べ、最終合格発表の時期が早い
- ②通常の教養試験に代えて、民間企業等の採用活動でも使用される「SPI3」を導入
- ③通常の専門試験に代えて、「専門性確認シート」の提出、専門性を確認するための口述試験を実施

※令和6年6月に実施する予定の石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）など他の職員採用候補者試験との併願が可能である。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
林 学	3名程度	知事部局（主として農林水産部及び生活環境部）等の各課及び出先機関における専門業務
総合土木	10名程度	知事部局（主として土木部及び農林水産部）等の各課及び出先機関における専門業務

2 受験資格

(1) 年齢等

次のア、イのいずれかに該当する者

- ア 平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
イ 平成15年4月2日以降生まれで、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する者
(ア) 大学卒業の者又は令和7年3月までに大学卒業見込み（※）の者
(イ) 石川県人事委員会が(ア)と同等の資格があると認める者

※「卒業見込み」とは、現在履修中又は今後履修可能な科目の単位を全て取得したと仮定した場合に令和7年3月までに卒業が可能であることをいい、学校による卒業見込みの認定とは関係ないものとする。

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない者
イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の欠格条項に該当する者
(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(イ) 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	場 所	合 格 発 表
第1次試験	令和6年4月14日(日) (午前10時00分から 午後3時30分頃まで)	石川県地場産業振興センター 本館 (金沢市鞍月2丁目1番地)	令和6年5月上旬に石川県人事委員会事務局前などに掲示するほか、合格者に通知する。
第2次試験	令和6年6月上旬の予定であるが、詳細は第1次試験合格通知に併せて連絡する。		令和6年6月下旬に石川県人事委員会事務局前などに掲示するほか、第2次試験受験者に合否を通知する。

4 申込方法

申込方法は、原則としてインターネットによる申込み(電子申請)のみである。

- (1) 職員採用ポータルサイトの「職員採用試験」ページにある申込みフォームから「石川県電子申請システム」にアクセスし、「利用者登録」において、利用者情報を登録した後、受験申込みをすること。
- (2) 申込みの受付後に「【石川県電子申請】結果通知メール」という件名のメールが送信される。
- (3) (2)のメールに記載された手順に従って、写真票及び受験票をダウンロードの上、印刷すること。

なお、写真票には写真を貼りつけた上で、受験票とともに、第1次試験当日に持参する必要がある。

- (4) (2)のメールに記載された手順に従って、令和6年3月29日(金)午後5時までに「専門性確認シート」を指定された宛先へメールで提出すること。期限までに提出がなかった場合、第1次試験を受験できない。なお、提出後は石川県人事委員会事務局から指示がある場合を除いて、差し替えは認めない。

(注1) スマートフォンからの申込みも可能である。

(注2) 使用するパソコン及びスマートフォンや通信回線上の障害などによる万一のトラブルに関しては、一切責任を負わない。

(注3) 受験票を発行した後は試験区分の変更はできない。受験申込時に間違いがないか十分確かめること。

(注4) 障がいのある者で、車椅子等を使用するなど試験場において特別な配慮を必要とする場合は、受験申込時にその旨を石川県人事委員会事務局に連絡すること。

(注5) 「専門性確認シート」の様式は、職員採用ポータルサイトに掲載してあるので、ダウンロードして作成すること。

(注6) インターネットによる申込みができない特段の事情のある者は、必ず令和6年3月11日(月)までに石川県人事委員会事務局に連絡すること。

5 受付期間

令和6年3月1日(金)から同月22日(金)正午まで

(注) 受付期間中に受信したものを有効とする。

6 試験の方法

区分	試 験 種 目	配点	内 容
第1次試験	基礎能力試験(SPI3) (70分)	100点	言語的理解力や数的処理能力、論理的思考力等について択一式による筆記試験を行う。
	論文試験 (70分)	60点	課題に対する理解度、思考力及び文章による表現力について論文試験を行う。 (800字程度) (注) 基礎能力試験(SPI3)の結果が一定の基準に達しない場合は採点されない。この場合、基礎能力試験(SPI3)の結果をもって第1次試験の得点とする。
	適性検査	-	職務の遂行に必要な素質及び適性について検査を行う。 (注) 適性検査の結果は、第2次試験の面接の参考として使用する。

第2次試験	第1次試験合格者に対して、次により行う。		
	口述試験Ⅰ (専門性確認)	160点	必要な専門的知識及び能力について個別面接により試験を行う。 (「専門性確認シート」の内容に基づき、これまでに学んできたことや取り組んできたこと、それを今後どのように石川県の行政に活かしていきたいのかについて、プレゼンテーションを行わせ、その後、「専門性確認シート」の内容に関して質疑応答を実施する。)
	口述試験Ⅱ (人物評価)	800点	主として人物について、個別面接により試験を行う。
受験資格等の調査		—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査する。

(注1) 一定の基準に達しない試験種目がある場合は、他の成績にかかわらず不合格となる。

(注2) 最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の成績を総合して決定する。

7 合格から採用まで

- (1) 合格者は職員採用候補者名簿に登載され、知事等からの請求に基づき、人事委員会が成績順に推薦し、そのうちから知事等が採用者を内定する。
- (2) 採用が内定した者は、原則として令和7年4月以降に採用され、知事部局等の各課及び出先機関に勤務することになる。ただし、既卒者については、欠員状況等により、本人の意向を確認の上、令和6年度中に採用される場合もある。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間(総合土木は3年間)である。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果については、次のとおり口頭で情報提供を求めることができる。

試験	情報提供を求めることができる者	情報提供内容	情報提供期間	情報提供場所
第1次試験	第1次試験不合格者	当該試験の種目別得点、その合計点及び総合順位	当該試験の合格発表の日から起算して1か月間 (県の休日(注1)を除く日) [午前9時から午後5時まで]	石川県人事委員会事務局 (金沢市鞍月1丁目1番地)
第2次試験	第2次試験不合格者			

(注1) 石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日をいう。

(注2) 必要持参書類…受験票又は自動車運転免許証、旅券など官公署の発行する写真貼付の証明書

(注3) 電話、はがき等により情報提供を求めること及び本人以外の者が情報提供を求めることはできない。

9 給与等の待遇

- (1) 初任給(給料月額+地域手当)

区分	月額	主として関係する職種
行政職給料表適用者	約202,600円	下記を除く技術系職種
研究職給料表適用者	約216,900円	各種試験場等で試験研究業務に従事する技術系職種

(注) この額は、令和6年4月採用予定者のもので、金沢市内で勤務した場合の地域手当を加算した額になっている。今後、人事委員会勧告に基づき改定されることがある。

また、学校卒業後、職務経験等一定の経歴がある場合は、所定の金額が加算される。

- (2) 諸手当

期末手当・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当等が、それぞれの条件に応じて支給される。

- (3) 勤務時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分である。職員の通勤事情や生活事情等に応じて業務の開始時間を午前7時から午前10時30分までの間で30分毎に設定することができる。

- (4) 休日

原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日及び年末年始が休みとなる。

(5) 休暇

年次有給休暇(年間20日、採用1年目は15日)のほか、夏期休暇等の特別休暇がある。

(6) 研修

初任者研修等の基本研修のほか、海外派遣研修等各種研修制度がある。

(7) 福利厚生

健康の維持・増進のための各種健康診断、レクリエーション事業、各種の給付・貸付事業などを行う共済制度及び互助会制度がある。

10 その他

この試験の詳細については、石川県人事委員会事務局にお問い合わせすることができる。

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地(行政庁舎18階)

石川県人事委員会事務局

TEL 076-225-1871